

京阪電鉄不動産など
生駒「七森」の名残り 豊かな？・2 林を破壊
「保全」「調査」署名・要望にも応えず

文・写真

小森 康弘(生駒市緑ヶ丘・旭ヶ丘住人有志の会
聲なき隣人の会 共同代表)
岡 秀郎(協会理事)



写真-1 開発前の雑木林

奈良県生駒市緑ヶ丘に残存していた自然豊かな雑木林約2.2haが、2022年5月から7月にかけて、京阪電鉄不動産など3社の住宅開発によってすべて破壊され、消失した。周辺住民らが10回以上の保全要望書や701筆もの署名も提出したが、生物調査さえ行わずに強行した。奈良県には「生物多様性なら戦略」があり、同社グループはHPに「環境保全や資源の保護に配慮します」と掲げているにもかかわらず、である。

しかし今回も、「生物多様性保全」が認知され始めた中での、脈々と繰り返されてきた自然破壊の典型的ケース。象徴的悪例を今後どう回避し、脱資源収奪の社会経済行動を高めるかが、産業界や行政、市民などに課された「責務」である。

事業は「緑ヶ丘戸建住宅開発」。計画概要書によると、緑ヶ丘1420の1ほか11筆、戸建専用住宅74戸、敷地22,098㎡、宅地13,482㎡。事業主は①京阪電鉄不動産(株)(大阪府中央区大手前1) ②関電不動産開発(株)(同北区中之島3) ③阪急阪神不動産(株)(同区芝田1)、施工者はイーアクシスプロデュース(株)(同西区京町堀1)。許認可申請は21年7月6日、開発許可取得は22年3月。山林

伐採などを含む造成工事着手は22年4月初旬、工事完了は24年4月下旬一となっている。

生駒市中部は生駒谷とも呼ばれ、山陵に挟まれた自然豊かな土地であり、古来、人々は森林等と密接に関わり合い、世界でも例を見ない七森信仰を醸成した風土・環境にある。緑ヶ丘にも七森は存在したが、経済成長とともに、他の七森同様に失われ、貴重な自然環境や生物等が姿を消した。その七森最後の名残とも言うべき山林が、今回の開発地である。

多くが失われてなお、絶滅危惧種のフクロウやアオバズク、コチョウゲンボウ等を頂点に、多様な小動物や蛙などの両生・は虫類、昆虫等が生息する、豊かな生態系ピラミッドが形成されていた。さらにその一部は周知の中菜畑・一水口遺跡に含まれ、保全等を経て、後世に伝え残すべきものであった。この様な思いから、周辺住民は有志団体を結成し、行政や企業に対し要望書を提出する等の活動を行ってきた。また、消失の危機感から、落ちたドングリや枝等から苗木を作り、森を繋ぐ作業も並行してきた。

自然環境保護に関する制度は、条約に法令、条例や戦略等数多くあるが、何れも在るべき姿勢や指針を説きながら罰則等強制力の無いものば



写真-2 破壊された雑木林跡(住宅の向こう側)

表 開発関係事項を事前に把握する活動の事項・対象などの例

関係事項の内容(情報など)	行政関係部署や事業体など
土地利用図/市街化・調整区域など	都市計画関係課
都市計画審議会	関係課/議会委員会/管財課
自治体の予算書/議会の資料	財政関係課/議会
国有地払下げ計画/残存所有地一覧	財務省・地域局
開発の調整・申請・許可関係	開発関係課、議会関係委員会
私鉄など鉄道・不動産会社の開発	電鉄・不動産会社・URなど

かり。行政や企業、住民の善意・理解に頼らねばならないのが現状で、形骸化以前に、本来の機能さえ果たし切れていない。その現況を如実に示す、企業の生の声を紹介する。

『SDGsとか言いますが、こっちは事業としてこれをやってる。言ってるレベルがまるで違う』/『緑ヶ丘の里山は完全になくなるが、探せば、きっとどこか他にもあると思う』/『全国で通用する法律に基づいて開発している』/『経営理念に掲げても、それは全てで実行する訳ではない。今回は利益第一の開発。自然保護や環境保護はしない』/『(保全要望等に対し) 実際どれだけの人がそれを望んでいるか不透明なので応じない』

署名簿を目の前にして、経営理念や法令を指摘された直後の言葉である。SDGsや環境保護は宣伝程度と自ら認め、法は都合良く解釈するに足ると言って退ける始末。そもそも、ころころ変わるものは理念とは呼ばない。

一方で行政の対応は、特に何を言うでもするでもなく、部外者を気取って傍観し、正式な手続きを経た、意見を聞く機会を設けた等という、既成事実を作る作業に等しい。要望書を受け取った市職員が言ったとおり『これで何かが変わることは有り得ない』のだ。一般市民が開発を知る頃には、

企業などが生物多様性保全やSDGsを謳おうが、実際は“破壊”という事業は止むことなく繰り返されている。最近でも奈良市登美ヶ丘や大阪府枚方市藤阪天神の森の住宅開発等々… 過去の多くの例も、住民や保護団体が気づいた時は“手遅れ”となってきた。ではどうしたら、こうした破壊・開発に対応できるのか。問題をできるだけ事前に把握し、対応していく方策などを示しておく。

＜まず、土地改変を伴う開発等の対象・主体・形態などの例を挙げると…＞

①自治体や公的団体が主体または主体に入るもの ②鉄道・不動産企業の所有土地など民間の開発で、自治体の開発許可など行政手続きが必要なもの ③国が所有する土地・払い下げ土地 ④その他

＜そこで、開発関係事項を事前に把握する活動の事項・対象などの例を挙げると…＞(表)

＜活動するメンバー・主体(保全協会の場合)や取り組みの例は…＞

①メンバーは、会員有志、理事、事務局スタッフ、フィールド活動グループ、地域関係協力者など。②メンバーなどは、表の事項や内容等について、定期的または適宜、情報・資料等を調査・入手する。③集約した情報・資料等を蓄積し、状況を考察。④考察結果に基づき必要な対応を行っていく。

もう全てが仕組まれ、終わっている。

活動の結果、企業は住民要望のわずか一部を採用し、提供公園の植栽部の一部に、行政の許す範囲内で、開発地の樹木を植えても良い等と提案してきた。一歩前進かと思いきや『(公園用) 苗木採取のため開発地に入ることは許さない』『苗木等が欲しければ、作業代を含め料金が発生する。(樹木10株等で) 数百万の話になる』『初の試みで、販売の一つの切り口、宣伝にする』等と言う。

住民は無償の労働と協力を申し出ているのに、企業は何ら労せず、全て住民に押し付けて金策や宣伝に利用するのだ。保全への理解が全くない、金に換算しないと何も出来ないのかと閉口した。それでも住民は、公園の植栽等、わずかでも森を繋ぐため、苗木育成に勤しんでいる。今も生駒市では、今回の5倍近い山林開発計画が進行中である。『環境モデル都市』『SDGs未来都市』の名が泣いている。